

## 令和4年白老町議会定例会3月会議会議録（第5号）

令和4年3月15日（木曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前10時08分

---

### ○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員会委員長報告

第 3 議案第28号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

---

### ○会議に付した事件

議案第28号 白老町立国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

---

### ○出席議員（14名）

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	4番 貳又聖規君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 吉谷一孝君	

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	竹田敏雄君
総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
健康福祉課長	久保雅計君
学校教育課長	鈴木徳子君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	本 間 力 君
主 査	八木橋 直 紀 君

---

◎開議の宣告

- 議長（松田謙吾君） ただいまから会議を再開いたします。  
これより、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

- 議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員、9番、吉谷一孝議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

- 議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。  
議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での、本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議会運営委員長報告。  
議長の許可をいただきましたので、3月11日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。  
本委員会での協議事項は、定例会3月会議の運営に関する件であります。  
本日、町長の提案にかかるものとして、条例の一部改正1件の追加提出がありました。担当課長から報告の説明を受け、議案第28号は本日の議事日程といたしました。  
次に、令和4年度予算と関連する本議案は、本日から開催する予算等審査特別委員会において、休会中の審査とすることに決定いたしました。  
これらのことから、3月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（松田謙吾君） 議会運営委員長から報告がありました。  
委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。  
これで委員長報告は報告済みといたします。

---

◎議案第28号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例の制定について

- 議長（松田謙吾君） 日程第3、議案第28号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。  
提出者から説明を求めます。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 本日はお時間をいただきましてありがとうございます。

このたび、白老町国民健康保険税条例の一部改正に伴う議案の提案漏れがありました。内容ではありますが、先般2月21日に提出した令和4年度国民健康保険事業特別会計予算において改正後の内容を盛り込んで提案させていただいたところではありますが、本来同時に提案すべき条例改正の議案提出を失念していたものであります。お詫び申し上げますとともに本日改めて提案させていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。このような誤りが起こらないよう改めて指導及びチェックの徹底に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（松田謙吾君） 久保町民課長。

○町民課長（久保雅計君） それでは、白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について議28-1をお開きください。議案第28号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年3月15日提出。白老町長。

議28-2をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2項 この条例による改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議28-4をお開きください。議案説明でございます。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、令和4年度以降に課税する国民健康保険税において、未就学児に係る被保険者均等割の減額措置を講じるほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

議案の最後に添付しております、別添の資料を御覧いただきたいと思います。改正内容につきましては、1対象、未就学児、2減額割合、5割、3所得制限、制限なし、4賦課期日の設定、資格取得月賦課から全て対象となるので令和4月以降からとなります。また、具体的などころでございますが、試算といたしまして①均等割軽減額の未就学児軽減の合計の欄が軽減される額となります。②未就学児均等割負担軽減額は令和3年度の国民健康保険税課税ベースから軽減額を試算したものでございまして、46世帯60人合計44万4,958円が軽減されるものと見込まれております。

次に議28-5から議28-17の新旧対照表でございますが、未就学児に係わる均等割減額措置を追加するほか、法改正による引用条文や文言の整理を行うものは記載のとおりでありますので朗読のほうは省略させていただきます。以上で説明の方は終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（松田謙吾君） 議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。本提案についてはこの後に開催する予算等審査特別委員会において、令和4年度会計予算と関連する議案として追加し、付託のうえ慎重審議を行うことが適切と考えます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

よって議案第28号を同委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は18日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前10時08分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 吉 谷 一 孝